

公立病院経営強化プランについて

◆国は、病院を経営する地方公共団体に対し、地域に必要な医療提供体制を確保することを目的として、公立病院の経営強化や機能強化を推進するため、令和5年度中に「公立病院経営強化プラン」を策定することを求めている。

◆「公立病院経営強化プラン」は、総務省が作成した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に沿って策定する。(以下の6つの内容)

- (1) 機能分化・連携強化の推進
- (2) 医師・看護師等の確保、働き方改革の推進
- (3) 経営形態の見直し
- (4) 新興感染症に備えた平時からの取り組み
- (5) 施設・設備の最適化
- (6) 経営の効率化等

◆地方独立行政法人については、既に策定済みの中期計画に、上記ガイドラインで要請している事項のうち不足している部分を追加することで、「公立病院経営強化プラン」とすることができる。

当院の中期計画への主な追加事項は以下の通り

- (1) 黒字化の道筋
- (2) ガイドラインで例示された目標指標で追加が必要と判断したもの
- (3) その他必要事項

◆策定のプロセスとしては、地方公共団体全体、医師派遣元の大学や病院等、連携関係にある医療機関や地域の医師会等の関係者との意見交換を丁寧に行うとともに、その他の学識経験者や専門家等の知見も活用することが望ましい。

そのため、評価委員会、医師会、地域医療構想調整会議、市議会等で説明していくこととする。

◆策定スケジュール

- 5月19日 第1回評価委員会（中期計画変更の諮問）
- 6月下旬 医師会への説明（当院理事会において）
- 7～8月 令和5年度第1回 地域医療構想調整会議での協議
- 10月20日 第3回評価委員会（修正案の審議、答申）
- 12月中旬 長野市議会の議決後、中期計画の変更認可